

令和5年11月13日

区内介護サービス事業所 管理者 様

練馬区高齢施策担当部介護保険課長

風間 康子

(公印省略)

## 施設等運営支援臨時給付金について(通知)

平素より練馬区の高齢者福祉施策にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

区では、急激な物価上昇による影響を緩和することにより、高齢者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにするため、区内に所在する介護サービス事業所を運営する事業者に対して施設等運営支援臨時給付金を、前回(令和5年4月から9月分)に引き続き下記のとおり支給します。なお、今回の支給対象期間は令和5年10月から令和6年3月分までとなります。

つきましては、別紙「施設等運営支援臨時給付金のご案内(申請要領)」をご確認の上、ご請求ください。また、同一所在地かつ同一建物において、介護サービス事業所と障害福祉サービス事業所の両方を運営している場合は、別途、障害施策推進課から送付する通知により、障害福祉サービス事業所からご申請ください。よろしくお願いいたします。

## 記

## 1 支給対象

練馬区内に所在し、東京都知事もしくは練馬区長の指定を受けており、令和5年10月1日以降、引き続き介護サービス事業所を運営する事業者。

令和5年11月1日から令和6年3月1日までに指定を受けた事業所も対象となります。

同一所在地かつ同一建物にて複数の事業所を運営している場合、支給調整をします。

詳細は、別紙「施設等運営支援臨時給付金のご案内(申請要領)」をご確認ください。

## 2 支給金額

入所 サービス	給付額：定員1人あたり給付基準額9,000円×定員数
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設 等
通所 サービス	給付額：定員1人あたり給付基準額3,000円×定員数
	通所介護、通所リハビリテーション 等
訪問・相談 サービス	給付額：1事業所あたり15,000円
	居宅介護支援、訪問介護、訪問看護 等

詳細は、別紙「施設等運営支援臨時給付金のご案内(申請要領)」をご確認ください。

### 3 申請受付期限

令和6年2月29日(木)まで 申請受付後、審査を完了したのから順次支給します。

### 4 送付物

施設等運営支援臨時給付金について（本通知）  
施設等運営支援臨時給付金のご案内（申請要領）  
施設等運営支援臨時給付金支給申請書兼請求書（第1号様式）  
施設等運営支援臨時給付金支給申請書兼請求書（記入例）  
委任状（第2号様式）  
返信用封筒

### 5 提出書類

第1号様式「施設等運営支援臨時給付金支給申請書兼請求書」

記入例を参考に、必要事項をご記入の上、郵送もしくは持参にて申請してください。

第1号様式には、あらかじめ事業所名、サービス種別および申請金額を印字してあります。内容に誤りがなければ、申請者情報および口座情報を記入してご提出ください。内容に疑義がある場合にはお問い合わせください。

第2号様式「委任状」（必要な場合のみ）

申請者は運営法人の代表者となりますので、運営する事業所の口座に直接支給して欲しい等の場合には、委任状の提出が必要になります。該当しない場合は不要です。

### 6 申請方法

郵送もしくは窓口への持参により申請してください。

### 7 その他

本事業についての詳細は、「施設等運営支援臨時給付金のご案内（申請要領）」をご参照ください。また、ご不明な点がありましたら担当までお問い合わせください。その際には、お送りした第1号様式に記載してある事業者名欄の番号をお知らせください。

本事業について練馬区ホームページにも掲載していますので、ご参照ください。

#### 【掲載場所】

練馬区ホームページ（トップページ） 保健・福祉  
介護保険 お知らせ一覧（介護保険）

### 8 担当・お問い合わせ先

練馬区高齢施策担当部 介護保険課 管理係 : 03-5984-2863